

行政運営の基本理念・原則となる条例検討委員会第5回会議（概要）について

- 1 日 時 平成21年4月30日（木）11:00～12:30
- 2 会 場 府公館 第5会議室
- 3 出席者 高木光委員（座長）、上村多恵子委員、太田貴美委員、丘眞奈美委員、佐藤満委員、土山希美枝委員、吉田秀子委員
高嶋政策企画部長、山田政策企画部副部長ほか
- 4 主な議論テーマ及び発言要旨

（議論テーマ）○第1回～第4回会議の議論を踏まえ
(1) 京都府の行政運営の基本理念・原則となる条例のあり方の検討・整理

（発言要旨）

（土山委員）

- ・ 社会の目指す姿や行政運営の方向性が示されているが、その間に、社会における行政の役割のあり方を入れていくべきではないか。府のあるべき役割の方向性が示されることによって、条例のあり方がより明確になるものと考え。
- ・ それは、市町村、府民等との関係において、府の役割をどのように明らかにするかということだと思う。例えば住民との良い関係や自主・自立的な自治体運営のために何が必要かという方向性を示すことではないか。

（高木座長）

- ・ 自助、互助、公助のあり方についても議論を重ねてきたが、行政ではなく公的な役割を果たす主体、例えば民間公共活動等との関係をどう規定するかは、重要な課題である。
- ・ その関係で、府の役割を考えた場合にどのようにイメージされるか。

（土山委員）

- ・ ひとつは、つなぐということではないかと考える。基礎自治体が、最も住民に近い存在として行政の一次的な役割を担っているが、府としては、基礎自治体間や広域での役割といったもので、インフルエンザなど広い機動性が必要な対応、市町村との連携、さらに市町村間の調整等、特に国の方向性が不明確になっている中で、府の行政運営のアイデンティティが求められる。
- ・ さらに、基礎自治体の多様な施策、環境や農業等の取組、行政とNPO等との連携による良い事例などを府域内に拡大していく役割も大切だと考える。

（高木座長）

- ・ つなぐというと、地域的に近いところから、より広いところへ順番につないでいくといったイメージが強かったが、それだけでなく、府民を直接つなぐ役割を府が果たしていくことも踏まえる必要があるという方向か。

(太田委員)

- ・ 民間の公共活動との連携は市町村も直接行っているし、府を越えて国ともやりとりする関係がある。一方的な方向性でなく、両方向の関係がより現状にあった形ではないか。

(高木座長)

- ・ 自己決定、自己責任という住民に近いところを強める一方で、広域的な機能の必要性も考慮する必要が考えられる。また、ユニバーサルや共生の視点と地域の絆・結びつきといった関係についてはどうか。

(佐藤委員)

- ・ 条例の基本的なイメージは大枠を示したものとして、敢えて主語を府（府庁）に特定せずに住民も含めたものとし、さらに対象となる客体も特定しないこととした上で、議論を進め、その進捗にあわせて、具体的に動かす制度などの規定を盛り込んでいく方向になっていくイメージで考えている。
- ・ 理念で府がこういうものだということを固めていけば、これに沿って公共活動などに係るつなぎの部分や広域的な運営の原則等を示していくことができるのではないかと。

(上村委員)

- ・ どちらかといえば、現在の国と府との関係やガバナンスの姿というより、次のガバナンスのあり方に持って行く布石となる、つながっていくものを盛り込むことを前提に条例がイメージされていることは理解できるが、今の行政システムとの関係で見ると、民間の公共活動が大きくなりすぎる印象を受けるなど、若干齟齬があるように感じる。

(吉田委員)

- ・ 府も国も同じ行政であることに変わらないが、自由な民間の活動との連携や、参加、参画と協働を進める点と考えた場合に、行政の役割との接点がある部分でどう民間の力を生かしていくかという視点は大切だと思う。
- ・ 参画・協働の形全体を一見できるよう表すことは難しいが、こうした参画・協働の関係は大事にしたいし、もっと小さな地域やコミュニティにおいてもこの関係は当てはまるものだと考えている。

(高木座長)

- ・ 公益的な活動がなければ社会としては成り立たないが、これまでは、行政がその担い手として独占してきたことに対して、行政の方から民間の公共活動を認めて、行政はいかにあるべきかということを考えるようになったということであり、重要な変化である。

(上村委員)

- ・ 現在は、行政主導である意味では上から施策が降りてくる形で進められているというイメージがあるのに対して、次の自治は、住民が積み上げていく形にしていくという方向性であることであり、対比的に示すなどの工夫でより明確化できるのではないかとと思う。

(佐藤委員)

- ・ 条例によって、京都府が発信していこうとする新しい公のイメージを出していこうということであり、その点は大切すべきところだと思う。

(丘委員)

- ・ 住民自治の充実のところで、自己決定による自主・自立的な自治、地域づくりを進めるといふ方向性は、府民の立場から見ると何か突き放される印象もあると思う。

- ・ 府民の自主性は生かしながら、将来のビジョンを示すという役割、特にこれからは危機が発生した際の府のシステム、府民にとって頼りがいがある府政といったものを強く示す必要があるのではないか。

(太田委員)

- ・ 危機に頼れる府の存在というのは大切な方向性として考えられる。災害対策などにおいて、府の存在感を打ち出すということはよい機会になる。
- ・ 地元の我々でできるところはやっていくが、力量的に対応ができない部分についてはがちりと府が引き受けてくれる。それが絆にもつながり、やるべきことは、自分たちでやろうという気持ちも起こるのではないか。

(高木座長)

- ・ 国は、地方に押しつけようという姿勢が明らかで、そういった役割を果たすことはできないから、府に最後の砦という存在になってほしいという声は理解できる。

(太田委員)

- ・ 市町村もやるべきことについては責任を果たすが、危機管理など大きな課題には府の機能が不可欠になる。
- ・ 行政の中でも、市町村のやるべきことと、府のそれとがゴチャゴチャした状況があり、そういった過渡期のようなところで、住民に近い市町村はシンプルな行政を基本に取り組んでいる。それぞれの担う役割を明確にしていく方向性は必要だと考える。

(丘委員)

- ・ 各主体との協働のあり方については、しっかり議論して示す必要があるのだろうと思う。府民として自分たちが公的な役割を担うために一步を踏み出す際に、方向性があることが大切だと思うが、まだ少し、その点が明確になっていない印象がある。

(佐藤委員)

- ・ やさしい行政という理念が示されていると思うが、そうしたやわらかな用語の背景には、それぞれの役割や機能をあまりに明確に規定しすぎると、地方分権にやや逆行するという印象を与えるといったこともあるのではないか。
- ・ 条例としては、府民のやろうとする公共的な取組を促し、支えていく気概は明確に持つが、指図をするのではなく、自主性に任せるという方向なのだろう。

(上村委員)

- ・ 自主的で、自立していくという方向性を示すとともに、共生の視点、支え合う共同体としてのあり方を示して、まとめていく視点が必要になるのではないかと思う。

(議論テーマ) ○第1回～第4回会議の議論を踏まえ

(2) 京都府の行政運営の基本理念・原則となる条例の必要性等の検討・整理

(発言要旨)

(高木座長)

- ・ 条例の必要性についての考え方については、前回までの議論を通じて概ね固まってきたという印象を持っている。条例の効果については、未だこれから、府民の方々との交流なども踏まえてやっていかないと、具体的には何とも言えないところかと思う。

(太田委員)

- ・ この部分については、大勢の府民の皆さんに理解していただかなくてはならないところだから、明確にしておく必要があると認識している。

(佐藤委員)

- ・ 今後の議論の中心となるものとして、必要性は整理が必要になっていくところだと思うが、実効性をどこまで求め、具体化していくかといったところは、やや尚早かという印象を受ける。

(土山委員)

- ・ この会議の中ではまとまってきたが、いろいろな府民の皆さんとの意見交換を通じて共通の認識として確認していくことになると思う。

(丘委員)

- ・ 現在の社会情勢など、社会的な危機に面しているところほど、必要性についての実感が高まっていくと感じる。

(上村委員)

- ・ 府民との意見交換の過程で、この条例によって府の社会が良くなっていくのだという雰囲気醸成していくことも大切だと思う。少なくとも今よりはもっと住みやすくなるなど、抽象的でもそういった前向きな姿勢が必要ではないか。

(佐藤委員)

- ・ 地域づくりなどの現場で、府民の皆さんがそれぞれ取り組んでいることがさらにやりやすく、生かされるようになっていくという認識を共有することだと思う。
- ・ 国ははっきり、そういったところから手を引こうとしている中で、府は、しっかりやっていくといった明確な意思を示していくことだと考える。

(協議・確認事項) ○条例検討に係る当面のスケジュールについて
○府民の参画と意見交換を進める取組について

(発言要旨)

(土山委員)

- ・ 検討や意見交換を進めていく際にも、たたき台というものが非常に大切になるため、より幅広く府民や有識者の意見を踏まえていくよう、配慮していくことが必要だと考える。

平成21年4月30日(木)

府公館 第5会議室

内藤企画総務課長 それでは、ただいまから京都府行政運営の基本理念・原則となる条例検討委員会の第5回目の会議を開催させていただきます。

本日は、中山委員は臨時の市議会が開催されることになりまして御欠席というふうに御報告を受けております。また、廣瀬委員は御都合により御欠席でございますので、御報告をさせていただきます。

それでは、開会に当たりまして、新年度第1回目ということもございますので、高嶋政策企画部長のほうから御挨拶を申し上げます。

高嶋政策企画部長 おはようございます。高嶋でございます。

本当にいつもお忙しい中お願いをして、申しわけございません。

先に4月1日付けの人事異動がございまして、行政の常として異動を行いましたので、新任理事者を御紹介申し上げたいと思います。

(事務局紹介)

それから、本当に今回からだんだん議論を煮詰めていただきまして、後ほど御説明申し上げますけれども、府民の皆様と交流会を開催するとか、いろいろ条例のあり方について少し具体化を今後お願いしていくことになろうかと思っておりますので、どうぞよろしく願い申し上げます。

私個人の感想ですけれども、今日の資料も委員の皆様方からいただいた御意見を列挙はしてありますけれども、系統的にどうこうというところまではまだまだ至っていないと思っておりますが、余り事務局が無理やり整理をするのはよろしくないということで、少しまだ整理ができていないというか、していないというところもございます。そういうところはひとつお許しをいただきまして、さらに忌憚のない意見をちょうだいいただければありがたいと思っております。

それから、これはちょっと別件でございますけれども、御承知のとおり新型インフルエンザの問題が少し出てきております。我々も知事をトップといたします対策本部を28日に立ち上げました。現在はWHOがフェーズ5ということで海外での発生の段階ということにされておりますけれども、これは行政としてこういうときに万全の体制、町長さんも本当にいろいろお気を遣っておられることだと思いますが、市町村の皆様と御一緒に先頭に立って頑張っていかなければいけない、このように思っているところでございます。詳しいことは申し上げますけれども、もちろん空港でいろんな対策をとっていただいたりはずまずやっただいておりますけれども、我々はそういうおそれのある方、心配な方の御相談に冷静に科学的に対処して、我々も対処しますし、府民、国民の皆さんにも動いていただくということが大事だと思っております。特にそういうおそれのある方が、万一の場合すぐ病院に行ってくださいとさらに感染が広がる、ほかのインフルエンザでも一緒でございまして、そういう相談センターというものを保健所に設けたり、いろんな対応を

いたしております。また、府のホームページでもそういう最新の情報をお伝えしておりますので、各界のオピニオンリーダーでいらっしゃる委員の皆様方にも御理解いただきまして、また府民の皆様が冷静に対応いただける一助をお願いできればありがたいと思っております。

ちょっと別件を申し上げましたけれども、そういうことでございますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

内藤企画総務課長 それでは早速ではありますけれども、本日の議題に入らせていただきたいと思ひます。

座長は、設置要綱の規定により高木委員にお願いをいたします。

高木座長 それでは、今回5回目になりますけれども、まず資料の5を御覧いただけますでしょうか。こちらの全体会議でこれまで4回議論をしてまいりまして、本日が5回目ということでございます。それで、スケジュールとしましては、6月の下旬に第6回の会議をして、そこである程度中間まとめ的なことをする。それを踏まえて、先ほど部長から指摘がありましたように府民交流会等の動きを交えて、さらに具体化していくということでございます。この全体会議でこれまで議論してきたものを本日で一応のまとめといひますか、論議を残したようなところについて議論をより詰めていくというのが本日の課題であろうかと思ひます。理念ですとか基本原則、それから盛り込むべき項目などについての議論はこれまでもしてきたところでございますけれども、本日はそのおさらいと補いをするということでございます。

議論すべきポイントにつきましては、資料2というところにA3の1枚紙の表を用意していただいておりますので、この一番上にありますユニバーサルの視点、それからあとは行政の視点、ある程度中身、哲学、理念にかかわる部分を掲げて、それを実現するためにどのような基本原則を条例に盛り込むべきかということでこれまで議論をしてきたということでございます。

前回、2月2日に会議をしまして、いろんな御意見をいただきまして、それについては本日配っていただいております資料1のところの主要な発言についての要旨が整理されているところでございます。

少し時間もたちましたし、私自身も忘れているところがたくさんございますので、おさらいをかねて、ちょっと事務局のほうから資料の御説明をいただいて、それを受けて議論してまいりたいと思ひますが、よろしゅうございますでしょうか。申しわけございません。よろしくお願ひします。

内藤企画総務課長 資料2、縦長のA3のものでございますけれども、それを御覧いただけますでしょうか。今まで4回の議論をしていただいたわけでございますけれども、そこでお出しいただいた意見をもとにいたしまして、大まかな条例のイメージといったようなペーパーを作ってみました。もちろんすべての意見がこれに集約されているわけでもございませぬし、抜け落ちていひもの、あるいは少し足しすぎているもの等もあるかと思ひますけれども、一応イメージをつかんでいただくという意味で作らせていただいたペーパーでございますので、御了解いただきたいと思ひます。

イメージでございますけれども、大きく分けて3つのもに分けておひりまして、理念、基本原則、一番最後が行政の主体、この3つの部分に分けさせていただいております。

まず理念でございますけれども、真ん中の楕円形のところにまず府民と共に目指す地域社会の姿みたいなものを書かせていただいております。府民一人ひとりが共通の価値観とか相互理解を通じて絆・結びつきにより共に支え合うという社会を目指すというものであります。それを実現するために、府民の自己決定・自己責任を基本とした自主的・自立的なまちづくりが必要でありますし、またそれを支えていく行政が要るということでございまして、まさしく住民自治を充実していくことになるのではないかとということであります。これを進めていく視点として2つ上げてございまして、一つがユニバーサルな視点でございます。これは府民一人ひとりが尊重される。それからその意思に基づいているような方法で参画することができる。能力や個性を發揮でき、それが生かされる。そういった社会的な障壁が感じられない、感じさせない行政が必要であるという視点でございます。もう一つが、「和」・共生の視点というものでございまして、人と環境、それから人と人、そういった共生の関係をもとにして、多様性を受け入れて共に支え合う、あるいはつながりや一体感のある地域づくりを支援し、広げていく、そういった行政運営ができないかという視点でございます。

そういったものを支えていく基本原則として、真ん中に8本の柱を挙げております。これも順番が示されているものではございませんので、こういった基本原則があるのではないかとという形で見えていただきたいと思っております。住民の参加と協働、あるいは住民によく見える行政、府民・地域がそれぞれ生かされる行政、一人ひとりを支える優しい行政運営、下にまいりまして、将来ビジョンを示し府民をリードする行政、また左の3つにつきましては共通の原則になるかと思っておりますけれども、公平・公正でありますとか、市町村との連携・協力、あるいは主体的・自主的、そういったものを柱として上げてはどうかということでもあります。

これらを実際に動かしていく主体でございますけれども、行政といたしましては京都府と府内の市町村、あるいは国とか他府県が連携協力の関係で進めてまいりますし、また、民間公共活動、これは新しい公共という形で言えるのかもしれませんが、そういったものがございまして、自治会とか町内会といった地域の団体、あるいはNPOなどの民間の団体、それから大学とか企業、こういったさまざまな民間公共団体が行政と連携・協働しながら進めていくことになるのではないかとということであります。また、こういった連携・協働がこれまでよりもさらに拡大していく方向にあるのではないかとということであったかと思っております。

それから、資料3に条例のあり方ということで論点といいますか、検討をお願いしたいということをお3つ挙げております。一つ目は、条例の形式とかコンセプトにかかる視点でございます。資料3の1ページの点線の囲みのところで書いておりますような視点をいま一度御確認いただけないかということでもあります。一つは条例の書き方でございますけれども、京都らしい表現、「です。ます」調でありますとか、あるいは可能な限り優しい表現でありますとか、こういったものを使ってはどうかということ。二つ目は、基本条例ということでもありますので、大きな枠組みだけを規定いたしまして、必要な事項のみに限定してはどうかといったような視点でございます。三つ目が、府民誰もが共有できる普遍的な事項を示してはどうかということで、余り総花的にならないようにするという視点でございます。四つ目が、参画とか協働による新しい自治のあり方を示してはどうかと

いったような視点でございます。五つ目が、先ほど御説明いたしました行政運営を進める視点ということで、ユニバーサルの視点でありますとか、「和」とか共生といった視点を盛り込んでどうかということでございます。さらに理解しやすいように、平易で明確な表現、例えば中学生でありますとか高校生でも理解できるような規定内容にする必要があるのではないかといったような視点でございます。さらに基本条例でございますので、行政運営全般にかかわる最高規範としての位置付けが必要ではないかといった視点でございます。さらに行政にかかわるすべてのものが共有できるもの、条例の対象は特定しないようにすればどうかというような視点が意見として出ておったかというふうに思っております。こういった視点にさらに加えるべきものがあるのか、あるいはもう少し視点の中で整理をすべきものがあるのではないかとといったようなことを御意見をいただければというふうに思っております。

それから、次の2ページ目でございますが、検討の②は、先ほどイメージで御説明したとおりでございます。

検討の③でございますけれども、理念とか基本原則を実現するために一定の実効性を確保する必要があるということで、それを担保する制度とか手続、そういった項目を条例にどこまで規定をしていくべきかという視点でございます。そこに挙げておりますような条例の主体でありますとか範囲、あるいは各主体の責務とか権利、あるいは民間公共活動の位置付け、それから諸制度、手続として規定すべき事項、府行政の役割、府内市町村との連携、さらには最高規範性としての位置付け、そういったものがどこまでこの条例に盛り込んでいくべきかという項目になるかなというふうに考えておるところでございます。

大ざっぱにこの3つぐらいの視点、検討内容に基づいて御意見をいただければというふうに考えておるところでございます。よろしくお願いをいたします。

高木座長 ありがとうございます。それでは、それぞれのポイントについてはこれまでも取り上げてまいりましたけれども、改めて各委員の方々から、この点についてもう少し強調したほうがいいのか、あるいはここについてはもう少し位置付けを変えたほうがいいのかとか、お気づきの点がありましたら、順不同で結構ですので御指摘いただけますでしょうか。

土山委員 露払いということで私のほうから。

今お話しいただいたところの、資料2でいいます大きな図の上のほうの人と人との絆・結びつきによる豊かな社会というのと基本となる行政運営の理念というところの関係で、これまでの議論を入れていただいていると思うんですけれども、恐らく社会がこうである、行政運営はこうしていくというものの間に、この社会の中で府の役割というのはこういうことだと我々は認識するということが入ったほうが府の基本条例としてのイメージが明確になるのじゃないかなというふうに思います。例えばこの市町村との連携協力による行政運営の下の基本原則を例えば外していったときに、わりと大きめの自治体の基本条例イメージと重なるところがあるかと思うんです。恐らく基礎自治体でもありつつ、府の役割はそこでは何か。こういう社会にあって、その中では市民もおられて、市町村もおられるという中で、そこでは府はこういう役割を果たすものだと認識する。その府のこういう役割を果たすためにはこういう基本方針、基本理念を持って進めていくべきであるというほうが、府としての理念をわかりやすく示すことになるのではないかとというのが1点

思いました。

そうしますと、この資料3の基本条例の性格、コンセプトというところも、一番最後のところに府民とともに目指す社会の姿を書き、それに向かうべきあるべき行政の理念を中心に掲げというところがあって、これは社会とそれに向かうための理念と基本方向性ということで非常にいいと思うんですけども、恐らく社会と行政の理念の間で、その中で京都府の果たすべき役割を明記しということが入ってくるのではないかと思います。それを踏まえて、例えば市民との関係、住民との関係、府民との関係をよりよい形に、今望まれている形に展開するために何が必要なのかですとか、自立的な行政運営のために何が必要なのかとか、そういったことがつながるようになるのではないのでしょうか。

以上です。

高木座長 今の点ですが、前回、自助・互助・公助というものを言ったときに、そもそも個人がどこまでやるべきかという話で、あとどこから誰かに頼むという話が出てきたときに、いきなり行政が出てくるのかどうか、そこはどうもはっきりしないまま議論していたと思うんですね。それが一番最後にある民間公共活動、神奈川が作られた新しい言葉ですが、そこで議論していた、行政ではないんだけど公的な役割を果たしているというものは現にあるんだけど、それをどのように考えていくか、これは多分宿題であったかと思うんですけども、今の土山委員の御指摘は、これを何かの形で書く必要があるだろう。そうすれば、府がどういうことをしようとしていて、そしてそのためにどういふふうな仕組みを作ろうとしているかがよく見える、こういう御指摘だったと思うのですが、その中身の問題として、府が何をすべきかということについて何かイメージをお持ちですか。

土山委員 一つは明日の京都ビジョン懇話会でもちょっと出ていてびっくりしたんですけども、つなぐということかなと思うんですね。2000年の分権改革の方向性は、補完性の原理が入っていますので、基本的には基礎自治体が地域の最も市民生活に近い政府である。そこで決めきれない、あるいは基礎自治体との間をつなぐ役割ですとか、例えばこのようなインフルエンザが起こったときには府域で、あるいは府からさらに広域でというふうなつながりになっていくわけですけども、やはりそこでの機動性や市町村との緊密な連携ですとか、市町村との間をつなぐ連携ですとか、そういったところは府の非常に重要な役割だというふうに思うんです。特に国の方向性がなかなかこういう状況になってきますと府の役割というのはまずその意義が非常に大きくあるというふうに思うところです。当然府民との関係性については、これまでも吉田委員やいろんな委員の方がおっしゃられてこられたようなつながりや、京都府という区域のアイデンティティーをどう築くかとか、そういうことになっていくと思うんですけども、その部分は非常に大きな役目として認識されていく必要があるのではないかと。特に災害やこういった伝染病といったときの危機管理に関しては非常にまずそのセーフティネットで大きな役割を持っているなというふうに思っております。

もう一つは、例えば最近基礎自治体の間でもさまざまな政策、多様な政策に取り組んでおられるところが出てこられましたけれども、その先駆的な政策、例えば環境分野であるとか、農林分野であるとか、そういったところの先駆的な政策についても、その地域で共有していく。どこかの市町村さんや市民活動団体がされたよき事例、グッドプラクティ

スを拾い上げて、それを域内で共有していくようなこととかはやはり広範なネットワークがないとできないことですし、そのネットワークを府の中におさめておくのではなくて、より広く府民や市町村にも還元していくというつなぎ手の役目というのがすごく重要になってくるのではないかなというふうに思っております。

高木座長 この点はいかがでしょう。つながるといえるときに、一つのイメージは地域的に狭いところから順番につないでいくということだったわけですが、それだけではなくて、府民を直接つなぐような役割を府が果たすという場面もあるということでしょうか。

土山委員 そうですね、市町村同士の横の連携のときに何か果たせる役割があるのではないかな。私が申し上げるより太田委員とか中山委員とかに聞いていただいたほうがいいと思うんですけども、あるいは国とつながる部分の役割ですとか、あるいは府の中で活動されている民間の活動のところを焦点を当てて、ひょっとしたらここで取り込まれている事例がほかのところで取り込まれるともっといいことがあるかもしれないというふうな。すみません、あんまり具体的に条文とか明確なものではないかもしれませんが。

高木座長 かがでしょうか、イメージとして。

太田委員 イメージとして資料2に出されている一番下のところでちょっと違和感を感じたのは、民間公共活動と行政という対比になっているんですけども、現実としては府内の市町村の中にも自治会があり、町内会があり、そういう民間の方たちとの協力体制があって、そしてそれが府へつながっているという形になるんですよ。描き方のイメージだけなんですけれども、そして市町村も府とも連携している。今までだったら府を通じて国へという形があったんですけども、今は直接市町村から国へという対等な立場になったという中で、こういう描き方というのは、何か新しい形としてはちょっと違うんじゃないかなという、何かそういう違和感があるんですよ。うまく言えないんですけども。

高木座長 この図はともかく府で書いているから、どうしても府が真ん中に来て、そのつながりがというね。

太田委員 府が真ん中に来てもいいんですけども、こういう民間の人たちとの協力関係もあるけれども、市町村だってそういう関係があるのだ、これをまとめて一くりにしてなっているんですけども、どう言ったらいいのかな。

土山委員 多分こういう多相性なんですよね、多元的というか、直接府民の方も市町村とかかわられているし、時には大きな団体なんかは国のほうにもかわられたりしているしということで。

高木座長 いろんなケースがあり得るわけですかね。

土山委員 そうですね。いろんな団体があって。

高嶋政策企画部長 違和感というより、ちょっと置き方がおかしいですね。

太田委員 置き方がおかしい。

高嶋政策企画部長 一つの丸と考えたらあれなんだろうけれども、こっちにつなげようというのはおかしいですね。

太田委員 別に上下関係なしに連携するのなら、矢印も一方向ではなしに両方向に来るべきでしょうし。

高木座長 亀の子状につながるといえるほうが多分実態には。

佐藤委員 二次元平面ですから、これ以上は難しいかなと。

太田委員 イメージとしては、ぱっと受けとるのがどうかなという感じがしたんですけども。

高木座長 あと府民の意思を尊重してという、自己決定・自己責任という言い回しが出てくるわけですが、そのときにそれが具体的に何をイメージしているか少し見にくいという点は前から議論されていたわけで、府民の意思を尊重してということと、その次の自己決定・自己責任による自主・自立的な自治やまちづくりを優先する、ここのつながり。

佐藤委員 これは分節民主主義ですね。

高木座長 まず狭いところで決めてというのが見えるんですけども、今御指摘の話はそうじゃなくて、事柄によっては多分広域的にやったほうがいいものもあるだろうということでしたね。

それから、この順番はいかがですか。ユニバーサルと「和」と共生というのがまず上ののっかっていて、その下に絆・結びつきによる豊かな社会というのがのっているのですが。

佐藤委員 土山先生の御指摘になったのは基本原則の上の右から二つぐらいのところと関連しているのかなとちょっと思いながら聞いたんですけども、条例を基本的なイメージを示すものにしよう、漠としたものにしようということで、主語を府庁とかにしないで、京都府という住民まで含めた漠とした共同体を想定して、条例の客体自体も限定しないでという議論から始めよう、そんな感じの議論ですよ。多分それだけではうまくいかないから、個別のもうちょっとオペレーショナルな話も入れないといけないだろう。そのつながりの部分が要るだろうというお話だと思うんですね。だから、印象的には上の基本理念のところでは京都府はこうだという話がうまくできれば、具体的な入れるべき原則のところではつながりとか、あるいは先駆的政策をうまく広げていくとか、コーディネーターの役割ですね。これらは基本原則の中で少し取り上げていく部分かなと思いますので、多分基本原則を語った後のところで、じゃ、全体の漠とした主体をはっきり特定しない府民や府庁や全部入れた京都府というものの中で府庁が果たすべき役割はこれこれと思う。そしてその原則はという形でつないでいく話かなというふうに私には聞こえたんですけども。

上村委員 今のことに関連してですけども、私も今回で第5回ということで、条例を何のために作るのか、どういう背景の中で作るのかだんだん見えてきたところがあります。そういう意味で言えば、今現在のいわゆる国と都道府県の関係、市町村の関係というような、今現在の一つのバランスのあり方の中で考えるのではなく、多分この条例を各県含めて作っておきましょうという形でいるんなところが今作っておられる一つの基本は、次なる国家ガバナンスに持っていくための一つの布石として多分各都道府県が条例を作るなければいけないというような背景の中であるのだろうと思います。ですので、今現在のガバナンスでいうとつながりになるのかもしれませんが、今の国と都道府県の持っている役割と機能のところのことを多分土山先生はおっしゃっていると思うんですが、そこで考えるのではなく、もうちょっと逆に未来性の中で考えざるを得ないと思います。私もこの下の図を見たときに、最初国だとか他府県だとか、もう少し広域的な行政区割り、道州制含めていろいろ出てきていますけれども、そういったものから見ると、やけに民間公共活動が大きくなりまして、京都府の前面に出てきて、この文面も含めて、京都府で全部自己決定できるみたいな、逆に府民が見たら錯覚をしてしまうぐらいの、今現在の枠組みでいくと何

もかもが自己決定できたり、何もかもが自己責任であったり、こんな自主・自立的な自治というのを言われてもピンと来ないぐらいの書き方なんですけれども、しかしこういう条例を作っておくことの意味というのは、恐らく将来的にこういうふうに持っていきたい、要はこういった民間公共活動を大きくし、かつまた京都府の役割を今まで以上に国を離れてこれからの地方分権、地方主権の推進の中で進めていきたい。現在で考えるのではなく未来に作っていききたいということの一つ念頭に置きながらこういうものを作っておくというふうに考えないと、今現在のことを考えて、ええっというふうな、全部齟齬があるじゃないかと思えますけれども、今のガバナンスとは全然違うような一つのイメージですから、しかしむしろこれを作っておかないと地方分権に持っていけないのだというようなことを一つ踏まえて考えていくしかないのかなというふうに思いますので、それにしてもこのイメージ図はもう少し書きかえたほうがいいと思います。そういうふうになったとしても、広域的なところとのかかわりはどんなふうになるのか、道州制をにらまないのか。そういう中で都道府県のあり方、そしてこういう民間公共活動をもう少し大きくしていこうというのはわかるんですけれども、それでもちょっとこの図では余りにも意図が先走りすぎて、非常に齟齬のイメージが強いのだらうと思います。

以上です。

高木座長 吉田委員、いかがでしょうか。

吉田委員 私もこういうふうな感じでというのを申し上げたような記憶があるんですけれども、あくまでも府民にとったら京都府も、住んでいる市町村も、国も、同じ行政さんなんですね。そのくくりでいくと、府民の参加・参画と協働を考えたときに、民間の自由な公益活動があって、その一部が行政サービスなり行政の公益のところと結びついたところに連携とか協働があるのであろうという、その一部分を区切ったような形でこういうものを申し上げた記憶があるんですけれども、この図は全体をあらわすものではないというのは確かにそうなんですけれども、府民の参加・参画と協働を考えたときには、自由な部分と接点を共有しながら、協働して市民より個別の市民サービスといいますか、公益活動に行くような協働がすごい大切だと思っていまして、市町村さんといくと多分この横が、私は宇治市ですから宇治市になるわけで、京都府にもなりますし、そういう接点で参加・参画・協働というのを考えていくほうがわかりやすいなと思った一つの切り口ですね。全体をあらわすものではないのは確かにそうですね。

高木座長 宇治市の基本条例であれば、自治が京都府のところに置きかわる図になるということですか。

吉田委員 そうですね。これがもっと小さな中学校であれば中学校区も同じことになるという、切り取ったところですね。

高木座長 そのときに、やはり基本は民間であっても公共活動をまずやるというのがベースにあってですか。

吉田委員 そうですね。公益法人法も、あれはたしか民間の団体が公益活動をするという、それによって公益が増進するという形になっていますね。NPOのほうはもう少し明確にボランティアとかそういう市民が社会貢献活動をするのは公益に帰するであろうというような、公益が完全に市民型の公益、今までみたいな許認可で決められる公益活動ではなくて市民型の公益活動というか、ちょっと詳しくはわかりませんが、公益法人も多分民

間の自発的な公益というものを位置付けたような感じがするんですね。それで協働とか市民の参加・参画といったときに、その公益のとらえ方をちょっと分けてしまったような考え方ですので、ちょっと表現がまずいかもしれませんが。

高木座長 あるべき社会をイメージしたときに、当然公益的な活動がないと社会としては成り立たないわけですね。そのときに、昔の議論というのは公益というのは国家なり行政が独占していて、私たちはいいことをするのであるから権限をください、お金をくださいといって人々に君臨してきた。それに対するプロテストといいますか、そうじゃないというのが最近特に強くなってきているというふうに考えると、重要な変化ですかね。行政のほう为民間の公共活動というのを正面から認めて、それを踏まえた上で、行政はいかにあるべきかという発想をするようになった。これはお金がなくなったからというのが端的なことなだけけれども、それと地方分権といいますか、国で行われている非常に経済優先的なものの負の遺産といいますか、そういうものが強く意識されている。時代的にはそういうことかもしれませんか。

先ほど上村委員がおっしゃいましたように、現状からスタートするのではなくて、将来まさに豊かな社会を作るためには地方レベルで頑張るといことが不可欠だ、こういうことですかね。

上村委員 ただ、この図は2つ描いて、現在は結構トップダウン的な一つの国、都道府県、市町村ということと、それから逆に将来的にはボトムズアップだというような、分かりやすいようにという意味においては何かそういう対比のほうの方が分かりやすいのかもしれませんか。

高木座長 理論モデルとしては、新藤先生が言われている下降型の現行法、それから改革のレーンとしての下から積み上げていくという二つが対立関係にあるというのが新藤理論ですけれども、見方によってはそれは同じことを裏から言っているだけで。

佐藤委員 僕らは村松モデルですから総動員モデルで、昔から全部一緒にやってきたという。

高木座長 実は横並びでお互いに影響してきたというモデルのほうの方が将来にはいいのかもしれないですね。ですから、新藤モデルというのは権力志向を裏返したものの、私から見るとそういう面がありまして。

佐藤委員 だけど上村さんのおっしゃっているのは、要するに京都府から発信する新しい公のイメージを出しましょうというお話でしょう。それはねらっていきたいなというのは思いますね。

高木座長 それが他の都道府県でも共感が得られれば一つのうねりになるということですね。それと、これまでの議論というのは、京都らしさを出す条例を作るべきかどうかということも少し議論したんですけれども、丘委員、いかがですか。この論点にかかわらず。

丘委員 住民自治の充実のところなんですけれども、自己決定による自主・自立的な自治、まちづくりを優先するということのあたりで、京都府民に語りかけるときに、自立を促すというものであるのか、それともいわゆる勝手にやったのを私らが見ますよということで、ちょっと何か突き放した感じを受けないでもないなというふうな感覚をこのあたりから受けたんです。

それともう一つは、将来のビジョンを立てるときに、先ほども出ましたけれども、非常

に社会的な危機がこれからますます増えてくると思うんですけれども、そのときに府としてそれぞれの対応をなさっているようだけれども、どういうシステムでどうなっていくのかというのがもう少し住民に分かるような形、いわゆるイメージとして住民から見て頼りがいがある府政みたいな、何かそういうものがもう少しこの中のパンチにあってもいいのかなど。それはひょっとしたらこの下の図の触り方かもしれません。

高木座長 これが根本問題でして、だから。

太田委員 現実の問題として、今日あたりでも豚インフルエンザがあるために町村会の会議がペケになったんですけれども、やっぱりそういうときに我々の小さい町と府とのつながりというのはそこで今まで以上にぎゅっとながりが出てくるわけですね。そういう危機にあったときに頼れる府というのは、市内よりも早く恐らく明日ぐらいの新聞の折り込みに丹後の保健所が出しているピラを京都府を通じて手配りできないので折り込みで入れると思うんですけれども、そういうときに府の役割というか、やってもらっていることを打ち出すすごくいいチャンスだろうと思うんですけれどもね。何かそういう頼れるところなんだと今おっしゃったんですけれども、そういう打ち出しができる。

高木座長 これは明日の京都のビジョン懇でも議論していたんですね。自立を促すという話と、それから一方では支援するとか。

太田委員 我々のできるところでの範囲は我々でしますけれども、それ以上にもし患者が発生したときにいろんな防具や何やら、すべてそういう施設を用意してということではできないわけですね。もう一つ現実として、与謝の海病院みたいなところで脳神経外科が丹後から一人も医者がいなくなったということになってくると、京都府のそういう病院でありながら、府立の病院でありながらその病院の中に脳神経外科に誰もおられない。よその施設を頼らなければならないという現実があるわけですね。やっぱりそこが我々がしなければならないところはするけれども、我々でできないところは府ががっちりやりますよというようなものがあらゆるところに見えてくれば、もっと絆が強くなるし、いろんな提言ができたり、また自分たちでやりなさいと言われることに対しては一生懸命やろうという気が起こるのではないかなど。そういう信頼関係が、やっぱりここはというところを押さえてほしいなと思います。

高木座長 分権前は国が最後の砦だったのが崩れたわけですね。国のほうがやっていけないから、地方でできることは地方でというキャッチフレーズで動いてきたときに、今度は都道府県レベルでどういう考えを持つかですね。そのときに、最後の砦だからうちが頑張りますというふうに頼もしいモデルを書くのか、それともそうじゃなくて、市町村でできることは市町村でやってくださいねというふうに同じパターンになるのか。

太田委員 個々によってあると思いますけれども、最低の果たすべき役割はいろんなことがあってもやりますよというそういうものが、はっきり言えば危機管理の問題だとか特にそういうあたりですね。そのかわり、その後始末については各市町村でもいろんな形で協力しているわけですから、それは市町村がやるべき役割と府の役割というようなものを、今だんだんそれがごちゃごちゃになってしまっている、過渡期だからだと思うんです。先ほどおっしゃったようにこれからの新しい時代をしていく場合に、各市町村はものすごくシンプルにいろんな行政を仕掛けているんですね。今まであった広域圏のものをやめて、常のお互いのほかの事業でやっていこうとか、一部事務組合をなくしていこうとか、むし

る反対に広域的にやらなければならないようなことは会議を別に持ってやっていこうとか、今ちょうどそれぞれが合併したり、その中で矛盾が出てきたり、あるいは無駄が出てきたり、あるいはもう少し力を入れなければならないようなところが出てきたり、そういう過渡期だと思うんですね。だからそういう中でだからこそ、今地方のすべき役割と京都府の役割と府民の役割というものをもう少し明確にして、何でもかんでも府に頼るときではないと思います。

高木座長 ちょっと戻りますが、丘委員の御感触では、ここに書いてある自己決定・自己責任による自主・自立的な自治やまちづくりをするという書きぶりになると、何となく府が引いているように感じられる。

丘委員 そんな印象がね。要はそこで協働のあり方というのをもう少し議論すべきなのか、それともそれをもっと議論した上で載せるべきなのか。いわゆる府民から見た場合、協働のやり方が分からない人はたくさんあると思うんですけども、その中で突き放されたのか、それとも自分でやって食いつく、言ってみたらボトムアップの方法論ですけども、トップダウンではなくて、自分らが一步前に出るときにどうすべきかというのがまだちょっとぼやけた印象を受けるような気がするんですね。

佐藤委員 具体的にはなかなか書きにくい話ですよ。だから、例えば市民一人ひとりを支える優しい行政運営みたいな書き方をせざるを得ないのかなど。あんまり明確にここは府がやるぞと言われると、それはまた分権に逆行してそんな感じもするから、基本条例としては皆さんがやりたいと思うことを一生懸命やってください、それを支える気概はあるぞ、だけど、ああせえこうせえとは言わんぞ、そういう書き方になるんじゃないかなと思いますね。

上村委員 そのあたりはこの共に支え合うだとか、「和」・共生のところちょっと補っていくということですよ。いわゆる自主・自立というところは、これは一つの一大方針ですから、ここは一応パチッと打ち出して、しかし今おっしゃったもう少し共生しながら共に支え合うというようなところも補完しながら、そういった文面なりを項目的にも増やして行って、そこで一人じゃないよ、みんなで行くんだよというような。突き放されたというような、丘委員がおっしゃったそういった気持ちになるというあたりと、それから自主・自立というのは非常に裏腹なところで難しいところではありますけれども、まずはパチッと自主・自立を言って、しかしながら共同体としてみんなで支え合うのだというのを別の共生の視点でしっかり打ち出していくということだと思います。

高木座長 土山委員が模式図を。

土山委員 多分こんな感じですよ。

太田委員 もうちょっと工夫が要るかもわからんけど、よくわかります。

佐藤委員 レイヤーで描いたというやつですね。

高木座長 市町村域、府域、府民、こういうふうに地域的に広がっていく。そしてそれを取り出して行政レベルだと市町村と府、国。

土山委員 相互の関係があって、いろんな連携の形がある中で。恐らくだから基本条例で考える範囲というのはここの関係を意識しながらもここをどうやっていくか、ここの連携を多くしていったり、この府域での主体の活動がより盛んになるようにどういうふうな役割を果たしていくかということなのかなと思って書いてみたんですけども。

佐藤委員 これを前文にしちゃったらいい。

上村委員 ただ、工夫としましては、今現在もこういう形なんですよね。でもこの強弱をこれから変えていこうということなので、そういった意味では何かもう少し区域なり市町村なり府なりというところがもう少し、この図でいいんですけども、この図の中での強弱というのは要ると思うんです。今現在はこういう形ですよ。今現在もこういう形でガバナンスとして回っているわけですけども、この強弱を変えていこうとしているわけですから、その強弱が出るように大きさを変えていけば。

土山委員 今おっしゃられたとおりで、例えば多様な活動主体との連携の赤いフニフニとなっている線が本当はもっと充実したものに、太いものに、あるいはいろんな主体とつながるものになっていく方向性を指すとか、多様な活動主体そのものがもっと府域の中でどんどん増えていくようにしていくとか、国と府との関係をけんかもできるぐらいきちんとした対等な関係にしていこうとか。

上村委員 国の丸だとか府の丸をもうちょっと逆に小さくして、概念として考えますときに要は強弱をつけていくということが大事なのかな。重層的なところはそれでいいと思いますので、こういった重層的なところを押さえつつ、国の役目がもうちょっと小さい丸になったり、逆に府の丸がもうちょっと大きくなったりというふうな、そういうところの中で強弱をつければわかりやすいと思います。

太田委員 日々小さな町で同じことをしているんですよ。住民の人たちに、お金がない、それをどう説明してどう協力してもらうか、その繰り返しです。この部分は町がします、この部分は助けてね、その対話で政策が作られていくということで、それを大きくしたような形でね。

土山委員 これまではこうやっていたものを今この状態でどうしていこうかということ自体がやっぱり新しい関係性を作っていくというプロセス、大きく言えばその部分なのかと思いますし、逆に言えば、税金でどこまで支えるのだ。それは言いかえればどこまでが行政の役割なんだということを確認していっているということですよ。難しいんですけども、すみません、どうしても抽象的な言い方になってしまっただけです。

高木座長 せっかくの試みですから、文字だけの条例ではなくて、ちゃんと絵がついているという。

佐藤委員 絵つきの前文というのもいいですね。これを文章にしたらという意味で言ったんですけどもね。

高嶋政策企画部長 どっちにしろ府民の皆様と議論していただくのに、そういう資料は絶対要りますので、こういうイメージを考えているのだということはぜひ参考にさせていただきたいと思います。

高木座長 それでは、大分時間も過ぎてまいりましたので、残り30分ほどで締めなくてはいけないのですが、事務局のほうから補足説明すべきことはございますか。

高嶋政策企画部長 担当部長として何か府の思いを述べたいかと思っております。

まず一つは、上村委員から、今我々地方分権、地方分権と言っていますけれども、そういう国にものを申していくときに決意表明をしっかりとあらわすことが大事じゃないかという激励をしていただいたのだらうと思います。我々地方分権と言っておりますのは、住民に密着した政策、施策のはずなのに、国がやっておられるためによく見えない。例えば

議会の監視、あるいは住民監査請求をしようと思っただけで手段もない。逆に国のほうから住民の皆さんが見えているかといったら、非常にいろいろ日本国の中で地域間で特色があったり、言葉はよくないですけども格差があったりしているのに、あるいは地域の特色がありますよね。温かい、寒いから、そういうことに対してどうも一律的にやられる。あとは交付税を渡すからそれで都道府県で調整しなさい。そういうシステムはおかしいのではないのでしょうか。太田委員は2万4,000町民のことを顔もよく御存じだし、その範囲内で動き回っておられるわけですね。要するにそこに住んでおられる皆さん方に着目をして、その中でしっかりと支えていくということをやっておられるのだらうと思います。人というのは地域で閉じ込めるといふことはあり得ないわけで、住んでいる地域はたまたまなのでありまして、いろいろ仕事もありますし、学問もありますし、旅行もありますし、いろいろ動かれます。そこに対して広域的なもの、あるいはスケールメリットのあるものがある。そういうところにさらに広いセーフティーネットをどうやってかけていくか、市町村と二重の網といいますか、一緒になってやっていく、そういうふうに分頭が整理されてきたな、私はありがたいなと思っております。それをどういう仕組みでやるかということについて大いにまた御意見いただいたらうれしいなと思っております。

上村委員 今のことに対して一つだけ。そのとおりで、確かに今回は例の大戸川ダムのことなんか、今おっしゃったようにもう少し地方がいろんな多面的な状況の中で意思決定していく、国の縦割りのところではなくてというのは非常によく分かりますし、そういった意味でもこういった条例の必要性というのは非常に強く感じています。それはしっかりとそのとおりでそうなんです。ただ、反面一つだけ、これは今日のテーマと違うかもしれませんが、一つ頭に入れておかなければいけないのは、今地方分権を言うときに、片一方で非常に財政規律派の方がおられます。国の財政規律の方からいきますと、そういった地方分権の流れを逆にうまく逆手にとる形で、受益と負担の関係をきっちりしていこう。ある程度財政調整をなくして、そこそこみんなそれぞれ自立、自立というのも本当の意味での受益と負担による自立に持っていこう。かなり小さな政府にしてスリム化して財政規律していきながら、そういうふうに一挙に持っていこうという大きな流れも一つあるんですね。ですから、地方分権という一つの自己決定していくということ自体は非常に大事なことではあるけれども、そのこと自体がそっちのそういう流れの中でざっと持っていかれたときに、本当にこの京都府にとって、地方にとってそれが本当に得策かどうかというのはもう一度よく考えておかないと、今本当に受益と負担の関係を明らかにしたときにやっていける都道府県は非常に少ないと思いますので、今まで大きな財政調整の中でしかなか、そのところが片づかないと、片一方だけ強調するとちょっと逆手にとられたりするところがあるのが何となく私が危惧するところです。

高嶋政策企画部長 おっしゃるとおり三位一体改革で非常に苦い水を飲みましたので、町長さんも言っておられるように、厳しかったですね。

上村委員 結果として非常に減りましたね。

太田委員 それがそのままずっと行くのならいいですけども、途中でこういう羽目じゃないけど、ガタガタとくると、みんなの気持ちも今まで引き締まっていたのがまたわあっとなくなってしまって、また一からやり直したいなことで。ないならないで覚悟しますけれども。

高嶋政策企画部長 そういう意味で、今年ちょうど地方分権改革推進法の最終年でありまして、3次提言が秋ぐらいに出てきます。そこでともかく税財源の移譲ということがどれだけ本気で出てくるか、それから国の地方機関の改革ですね。事務を我々がやるという以上は覚悟をきっちりしてやらなければいけませんけれども、それに伴う税財源の問題が一緒にどれだけきっちり勧告されるか、これが正念場だと思っております。

上村委員 そうですね。ですから本当に議論の中で今と同じような財政調整と交付税、補助金の中で、権利だけをというのではなかなかすまなくて、それなら自分たちで生きていきなさいというような、そういうふうに一挙に流れてきたのでは、正論がかえって何かあんまりいい結果を生まない、怖いなというのがちょっとあります。

高嶋政策企画部長 結局制度維持というのか枠組み論ばかりで、結局住んでいる皆さん方が温かくなったのか、そういう感覚ですね。幸福感というか、満足感というか。

上村委員 そうですね、自己決定できてもお金がないとね。

高嶋政策企画部長 我々が制度を整えても、住民の皆さんがそういう気持ちになっていただかなければということなんです。

上村委員 正論だけではいけないということですね。

高嶋政策企画部長 おっしゃるとおりでございます。それは肝に銘じて。

上村委員 これは作っておかないといけないと思いますけれども。

佐藤委員 どっちにコミットメントもしていないような抽象的なものを書くということでしょうね。

上村委員 今の段階ではね。

高木座長 初期には格差是正の視点というのをここに述べていたのを、和と共生にまた書きかえたということがございましたですね。

いろいろ御意見もあろうかと思いますが、ほぼ基本理念等については論ずべきことは論じたということでしょうか。あとはもう少し具体案を詰めて、少し条例らしい形にした段階でもう一度お集まりいただいて確認をするということになるかと思いますが、当面のスケジュールと先ほど冒頭に紹介がありました府民の参画と意見交換を進める取り組みについて、どのように用意されているかということによってちょっと御説明いただけますでしょうか。

内藤企画総務課長 その前に、資料の4として、これも今まで議論いただいてきた中身ではあるんですけども、条例の必要性ということで整理をさせていただいたペーパーがありますので、ちょっとごらんいただきたいと思います。これも委員の皆さんからいただいた御意見を特にこういう形で整理したという明確な根拠等がないままに列挙させていただいたものでありますけれども、これから条例を策定していく、あるいは条例の段階で行政としての説明責任といいますか、府民に対する理解の促進という観点から、必要性というのが一番重要な意味を持つてくるかなと考えておまして、もう少し御議論いただけるのであればお願いしたいなと思っております、一応ここには5点ぐらい書かせていただいています。一つ目は、地方分権の進展ということの中で、自治体の自主・自立的な行政運営をこの際基本条例で明確にしておくのが必要であるという観点であります。二つ目は、地域の特性に応じた地方自治を進めるために特徴とか地域性といったものを基本条例の中でうたい込んでいくということでありまして、三つ目は、住民の参画とか協働の視点から、

民間活動団体とのあり方とか、それから府民と府のあり方を条例として示す必要があるのではないかという視点であります。四つ目は、実効性を高めるためにいろんな、これまでもやってきたわけでございますけれども、手続とかそういった取り組みをいま一度見直して、それを条例として再整理する必要があるのではないかということでもあります。五つ目は、議会との関係で、議会と知事との間で議決したという最終の意思決定の手続を踏まえておく必要があるのではないか。ざっとこういう意見を今までお出しただいたのではないかと思っているんですけども、もう少し整理したほうがいいのか、あるいは新たな項目があるのかないのか、そういったあたりで御意見をいただきたいなと思っておったところです。

高木座長 必要性については前回の議論でほぼ合意が得られたかと理解しております。特につけ加える必要もなかろうということではなかったかと思いますが、確認の意味で、もちろん初期には不要論というのはかなり根強かったんですけども、議論を積み重ねていきますと、やはり必要性はあるということであったかと思っておりますけれども、いかがでしょうか。むしろ前回の議論で、必要性はあるし意義はあるんだけれども、効果のほうはどうもやってみないとわからないという御指摘ですね。

太田委員 大勢の方に理解してもらおうと思うと、一々言葉で説明するよりきちっと明確にしておいたほうが理解がしやすいと思えますね。

佐藤委員 議論の出発点か議論のコアか、そんなものとして必要性があるという話ですよ。条例の実効性まで求めると変なものを作りかねないなという気もするんですけどもね。

土山委員 私たちの間で必要だねと固まってきたのは今座長がおっしゃられるとおりで、今おまとめいただいたと思っておりますけれども、これからいろんな方に御説明したりする機会があれば、これが共通認識だよということでは確認していつて。

丘委員 特に社会が危機に瀕したときにやっぱり必要性はものすごく高まってくるのと違いますかね。

高木座長 あとは具体的に意見交換をする場でどういう資料を用意し、どういうふうに説明をするか、そちらのほうの問題になってくるのではないかと思います。

佐藤委員 土山委員の模式図でいきますか。

高木座長 私は法律家なので条文の形になったもので議論するというのに慣れているわけですが、それは恐らく普通の世界では通用しないわけですよ。

土山委員 この情報がここに当たるのだみたいなところはあるかもしれませんね。

高木座長 箇条書方式の何とかであるというものの資料はよく役所の資料にはあるんですけども、それもこういう分かりやすいものの説明としてついているほうがいいということかもしれませんね。

上村委員 分かりやすさと、ぜひやっぱりこのことによって今よりもよくなるのだというような、そういう一つの空気を醸成させていくということが非常に大事なことだと思いますね。

佐藤委員 必要性というのはそういうことでしょうか。

土山委員 そうですね。何を指すのか、どういうことが大事か。

上村委員 今の現実、だから何がどうなるという問題ではなくて、これからの社会なり

国家なりの統治のやり方を変えていくときに、これは作っておかなくてはねということだと思いますので、ぱっと知らない人が聞いたときには、非常に意味分りにくいし、抽象的だし、何がどう変わるのということになると思うんですね。しかし、ぱっと聞いたときに、でも少なくとも今よりはよくなるんだよね、もっと住みやすくなって、そして自分たちのサイズというか、自分たちの地域の特性だとか事情だとか、そういったものをもっともっと踏まえながらいろんなことが出発点だけではなく決めていける、いい社会になるのだ、そういう大きなムードをうまく啓蒙、醸成していく必要があると思いますね。まずいいことなんだということで、あんまりおためごかしに言ってもかえって嫌がるかもしれないけれども。

佐藤委員 そうしないと人はうんと言ってくれませんものね、なんでこんなことしてるねんという話になったら。

上村委員 それはやっぱり分りにくいし、抽象的だし、何が具体的にどう変わるのと、別に何も言えないわけだと思うんですね。

佐藤委員 あなたがやっていることがやりやすくなりますよねとか、そんな話を持っていったらいいのだと思いますけれども。

高木座長 府は頼りがいのある存在であるということを示す。

上村委員 この言い方が非常にね。

佐藤委員 国が引こうとしているのは明らかですから、ここは頑張って府がやるよというための条例だと言い切れればいいんだと思いますけれどもね。

上村委員 そうですね。

高嶋政策企画部長 そこは自治基本条例になるのか行政基本条例になるのかというところで多少書きぶりも変わってくると思いますけれども。

佐藤委員 それは基本的には自治基本条例で行こうかという方向で議論してきたと思いますけれどもね。

高嶋政策企画部長 今のところ議論はあんまり進んでおりませんが、私どもの議会のほうでも研究はされておりますので、そこは十分議会ともすり合わせていくというか、神奈川なんかは議会は議会、自治基本条例は自治基本条例として踏み出されたんですけども、議会の条例だけ先に通りまして、自治基本条例のほうは後追いで通ったんです。

高木座長 神奈川のほうは前文のところで、神奈川県はこれまで先進県であったことをうたわれているわけで、先駆的な施策を展開してきたと、いかにも神奈川らしいスタンスで書かれているんですね。どちらかという京都府は余り目立たない、黙ってやるべきことはやるというのをモットーとしてきた府政だと私は思っているのですが、今回はそこから半歩踏み出すという感じでしょうかね。それは確かに担当セクションが政策法務課ではなくて企画のほうであるということが一つ象徴的なわけですね。ある程度夢を語って、それにあわせていろんなプログラムをやっていくというセクションの特性があると思いますね。

上村委員 今知事も全国知事会の地方分権の委員長で最先端に立っておられるわけですし、ぜひその前文のところで神奈川以上に先駆的な施策としていくのも。

高嶋政策企画部長 神奈川は余り地域の特色とか風土とかいうことは全く触れておられないんですね。

佐藤委員 京都は言えるものがいっぱいありますから。

高木座長 それでは、残り説明することがございましたら。

内藤企画総務課長 これからのスケジュールということで、資料の5になりますけれども、御覧いただけますでしょうか。本日こういう形で御意見をいただきましたので、今後専門部会という形で、座長、副座長、土山先生あたりにコアになっていただきまして、具体的な中身をもう少し詰めてみたいというふうに思っております。ただ、いろんな御意見もお伺いする必要がございますので、その都度委員の皆さんにも御意見をいただきたいというふうには思っておるところであります。それをもちまして、条例のあり方の中間報告案みたいなものをあらかじめ作っていききたいと考えております。それを6月下旬に開催予定しております第6回の委員会で報告をさせていただきます、確認をいただきたいというふうに思っております。中間報告につきましては、6月以降に開催されます府議会の総務常任委員会のほうでも報告させていただきます、また議会のほうとも調整をしていきたいと考えております。

また、7月の中下旬から、府民の皆さんから自由闊達な御意見をお伺いしたいと思っております、府民交流会という形で開催していきたいと考えております。これにつきましては、別途明日のビジョン懇話会という形で長期ビジョンの策定準備を進めているわけがございますけれども、そちらのほうと合同で進めていきたいと考えております。資料の6を御覧いただきたいのですが、時期は7月の中下旬、開催場所は広域振興局が4つございますので、そこで1回ずつ行いますのと京都市内で1回ということで、合わせて5回程度というふうに考えております。形式は、府民との対話を促進するという意味で、余り形式ばったものではなくて、いわゆるタウンミーティング方式みたいなものを今のところ想定をさせていただいております。また、この府民交流会のほうにパネリストといえますか、出席者ということで委員の皆様ぜひとも御参画をいただきたいと思っておりますので、また具体的な日程調整については事務局のほうから御依頼をしたいと思っております。

これが大体7月から8月にかけてということになるかと思っております、その後は資料5に戻りますけれども、大体9月を目途に条例のあり方の報告書みたいなものをまとめていきまして、これもまた9月議会に報告をしていきたいと考えております、その前の段階でもう一回条例の検討委員会をお願いしたいというふうに考えております。

当面秋までのスケジュールはこういった形で今考えておりますので、また御意見をいただければと思います。

高木座長 ありがとうございます。それでは今御説明ございましたように、皆様からいただいた御意見を踏まえて、具体化する段階に入ります。ともかく条例の形にしなくてはいけないということですので、少しの間は専門部会のほうで作業をさせていただくということですので。

土山委員 ちょっとよろしいでしょうか。そのときにやはりたたき台になるものというのはすごく重要だと思いますので、ここにも書いていただいていますように、実際に活動されている府民の方や京都圏の文化をよく御存じの方、また市町村の方とかいろいろおられますので、ぜひそういった方々にも専門部会のところで積極的に御意見をいただいて作っていくというほうが恐らく、少人数で実質的な議論を限られたところであるというふうな評価をいただくとそれは非常に意図せざる評価になってしまうと思いますので、ぜひ開

かれた、専門部会にはなりますけれども、そこを生かしていただきたいと思います。

高木座長 ゲストの方をお迎えして、それぞれのパートごとに御意見を伺うというふうにしたいと思っております。もちろんとりあえずまとめるということで、中間報告の段階でかなり修正提案をいただくようなことになろうかと思っておりますので、ともかく議論を前に進めるために少しやり方を変えるということでございますので、御了承いただければと思います。

それでは、非常にお忙しいところをお集まりいただきまして、ありがとうございました。不手際で進行がぎくしゃくいたしましたけれども、これで本日第5回の会議を閉めさせていただきます。どうもありがとうございました。